

司法試験の在り方についての意見

2008年(平成20年)1月8日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

- 1 司法試験の公正さに対する信頼を確保するため、再発防止策として、以下のような措置がとられるべきである。
 - (1) 考査委員はその任期中卒業生や翌年卒業予定の学生の指導を担当しないこととする等、司法試験の公正さに疑惑を生じさせない方策を具体的に明示したガイドラインを制定・公表し、その適正な運用にあたっては、問題となった事案について徹底した事実調査及びその公表、当該考査委員や関与者に対する厳正な処分がなされるようにすること。
 - (2) 考査委員の選任に関し、たとえば任期の更新を3年以内とするなどの運用を通じて、全国のできるだけ多くの法科大学院から選任するよう配慮すること。
- 2 昨年9月13日付「再発防止策に関する司法試験委員会決定について」は、実務と理論の架橋をめざす法科大学院教育と司法試験との有機的な連携をそこなわないよう運用し、隨時その運用状況を検証し、可及的速やかに必要な見直しを行うべきである。
- 3 学生が安直な試験対策に傾斜しないように、法科大学院に求められる教育内容にふさわしい出題内容の在り方、出題趣旨、採点基準その他の情報開示の具体的な在り方等について、十分な検討をすべきである。

意見の理由

1 司法試験委員会の決定内容

平成19年新司法試験に関して、公法系・行政法担当の考査委員であった慶應義塾大学大学院法務研究科教授(当時。以下「元教授」という。)が、答案練習会の実施等の方法によって受験指導をしたこと、および論文式試験の再現答案を採点することを受験生に通知したことなどの事実が明らかとなり、法務省は昨年6月29日、元教授を解任するとともに、今後、同人を司法試験考査委員、予備試験考査委員として任命しないとする措置をとった(法務省大臣官房人事課「新司法試験考査委員の解任について」)。なお、昨年8月3日には、平成19年新司法試験について、得点調整、再試験等特段の措置をとらないことが決定されている(同課「平成19年新司法試験に対する措置について」)

そして、昨年9月13日、司法試験委員会は、今般の不適切な行為に関する再発防止策として、問題作成に従事する考査委員と採点のみに従事する考査委員を分け、採点のために必要な考査委員は試験実施後追加任命する、問題作成に

従事する考查委員については、学者委員の数を絞り込む、問題作成に従事する学者委員については、任命から試験実施までの間、自己が問題作成に従事した新司法試験の受験生となる法科大学院3年生や修了生に対する指導をしない、問題作成に従事する実務家の考查委員については、任期中、法科大学院で指導しない者に限るとの措置を決定し公表した。

2 司法試験委員会の決定についての検討

上記司法試験委員会決定による措置は、実務と理論の架橋をめざす法科大学院教育と司法試験との有機的な連携をそこなうおそれがある。

(1) すなわち、法科大学院教育と司法試験の有機的連携のためには、実務と理論を架橋する新たな教育内容を日々の教育実践の中で創造しつつある法科大学院の教員が考查委員となり、その教育内容をふまえた司法試験問題を作成することが必要である。

また、法科大学院教育を担う学者教員や実務家教員以外に、考查委員の人材源を求めるることは、適切な考查委員を十分に確保できるかという観点から見て現実性に欠ける。法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度が一応の安定期に入れば格別、形成途上の法科大学院教育にふさわしい司法試験の内容を確保するためには、多くの法科大学院教員が司法試験の問題作成に関与することの意義を無視することはできない。

さらに、こうした法科大学院教育と司法試験の有機的連携の観点からは、全国の法科大学院の各現場での教育実践の工夫を司法試験に反映していくために、一部の法科大学院の教員に偏りがちな現在の考查委員選任の運用を改め、地域的バランスを考慮しながら、全国のできるだけ多数の法科大学院から選任されるよう配慮することも求められる。

(2) しかるに、上記決定にかかる再発防止策によれば、法科大学院の実務家教員が問題作成に従事する考查委員から完全に排除され、出題に従事する学者考查委員の数が大きく絞り込まれることとなる。

このような、実務と理論の架橋を目指して教育経験を蓄積している法科大学院の実務家教員ではなく、その蓄積のない実務家を考查委員として選任することは、有機的連携の理念に反することが明らかであり、しかも、現実には実務家考查委員の適任者を確保することは困難である。

また、出題に従事する学者考查委員の数が大きく絞り込まれることは、多くの叡智により適切な問題を創造していくことや、実務家考查委員に対する学者考查委員の比重を一定割合以上確保することにより実務の現状への批判的、創造的な視点を確保していくことを妨げることにもなりかねない。

さらには、考查委員の数の減らし方によっては、地域的バランスを欠いた考查委員の選任方法を助長するおそれもある。

(3) したがって、上記決定による再発防止策を運用するにあたっては、すでに法科大学院での教育経験のある実務家から考查委員を選任することを原則とすることや、採点段階で増員された全考查委員において出題趣旨・採点基準等法科大学院教育を踏まえた適切な出題であったか否かについて検討・公表し、開かれた議論をうながす中で、多くの学者の実務に対する批判的な視点も十分に反

映されるよう工夫することなど、実務と理論の架橋をめざす法科大学院教育と司法試験との有機的な連携をそこなわないよう留意すべきである。

- (4) しかしながら、いかに運用上の工夫をしたとしても、現実的には、法科大学院での教育経験をもつ実務家で現に教育に携わっていない者から考查委員を選任すること等は容易ではなく、幾多の具体的弊害が発生することが危惧される。そこで、あらためて法科大学院教育と司法試験の有機的連携の観点から、隨時、上記決定の運用状況を検証し、可及的速やかに必要な見直しを行うべきである。

3 再発防止策の在り方について

再発防止策の在り方としては、考查委員と法科大学院の教員を分離するという方向ではなく、以下の点に配慮しなければならない。

- (1) 法科大学院教育と司法試験の有機的連携を維持し、かつ、試験の公正さへの信頼を確保する観点から、当面は法科大学院教員から考查委員を選任することを維持しつつ、考查委員となった教員は卒業生や翌年卒業予定の学生の指導をしないこと等、司法試験の公正さに疑念を生じさせない方策を具体的に明示したガイドラインを制定し、これを公表すること。

- (2) 問題とすべき疑いのある事態が生じたときは、徹底した事実調査とその公表、および当該考查委員や関与者に対する厳正な処分がなされること。たとえば、調査にあたっては、外部の委員も加えた透明性の高い調査機関をつくることを検討すべきであろう。

今回の事態についても、あらためて事実経過の全容を具体的に洗い直し、その結果を詳細に公表し、法務省や司法試験委員会としての説明責任を果たすべきである。

- (3) 考査委員の選任については、たとえば任期更新は連続3期（3年間）以内に制限するとともに、地域的バランスを考慮しながら、全国のできるだけ多数の法科大学院から選任されるよう配慮すること

4 法科大学院教育と司法試験の在り方について

さらに、問題の背景には、出題範囲が広いことが受験生の大きな負担となり、勢い試験に関する情報を求め、知識を機械的に覚えておこうとする傾向を生み、実務への架橋をめざす法的思考力の訓練や司法試験科目以外の科目の授業があれこれにされかねない状況がある。そのような事態がさらに進行すれば、法科大学院を中心とした新たな法曹養成制度の破綻を招きかねない。

この点は、法科大学院の履修カリキュラムについて、法科大学院及び法曹三者の協力のもとに必要不可欠な範囲及び内容をコアカリキュラムとして設定し、司法試験の出題範囲もその範囲に限定することにより、受験生の負担を適切に軽減すべきである。

また、出題趣旨・採点基準その他の試験情報のより詳細な公表を進めるべきであり、その場合の情報開示の具体的な在り方等についての検討も求められる。

以上